

令和7年度補正予算
産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業
メニュー②「産業成長」審査要領

文部科学省総合教育政策局

令和8年2月

1. 審査体制

産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業（以下「本事業」という。）の審査は、有識者からなる「令和7年度補正予算産学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面・動画審査とその後の委員による審議にて行います。選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ決定します。

2. 審査方法

（1）書面・動画審査

- ・書面・動画審査は、委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された企画提案書に基づき、後述の「3. 審査に係る評価項目」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができることとします。

（2）書面・動画審査後の合議審査

- ・委員会は書面審査及び動画審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補機関を決定します。
- ・委員会は、選定候補機関の決定に際して、領域のバランスを考慮し、選定候補機関を各領域1, 2件を目安として決定します。ただし、書面審査や動画審査の結果、選定候補機関の点数として不十分な場合など、領域のバランスを考慮しても選定候補とするべきでないと判断した場合は、この限りではありません。
- ・委員会は、企画提案書の内容修正を条件として選定候補機関とすることとします。

（3）選定機関の決定

- ・文部科学省において、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。

3. 審査に係る評価項目

審査においては、企画提案書が公募要領に示された内容を満たした提案となっていることを確認した上で、下記の観点について審査します。

（1）必須要件

- ① 実施主体：大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第2項に規定する短期大学を含む。）及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）、大学等からの出資を受けた外部化法人、大学等がその会員である社団法人及び法人格を有する大学コンソーシアムであること。
- ② 領域：下記(a) (b)のいずれかに当てはまること。また○の条件を満たすこと。
- (a) 令和6年度補正予算「リカレント教育エコシステム構築支援事業」メニュー②「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築事業」にて採択実績のある下記領域※1。

※1 半導体、グリーンエネルギー、バイオ、ヘルスケア、マーケティングプロ、DX プロ、GX プロ、SCM プロ、経営人材向け

※2 (a) はすでに社会人向けプログラムを実施した実績を有することを要件とする。

(b) 下記に挙げられる領域。

蓄電池、モビリティ、クリエイティブ、介護、人事、財務、アセットマネジメント、その他産業成長又は産業の構造転換に伴う労働移動に資する領域。

○ 1 大学等あたりの申請数が 1 つであること。

- ・ 1 大学から、複数の領域に対して、プログラムを申請することは可能とする。
- ただし、1 領域に対しては、1 プログラムの申請とする。
- 複数の領域に対してプログラムを申請する場合には、その領域数に応じ、補助上限額を決定する。詳細は 3 (3) を参照。
- 複数の領域に対してプログラムを申請する場合には、大学等で共通で作成する書類と領域ごとに作成する書類があるため、様式にしたがって作成すること。
- 複数の領域の要素を含むプログラムについては、メインとなる領域を 1 つ選定した上で、その他の領域についてもサブ領域として記載すること。
- 審査は領域毎に実施するため、一部のプログラムが採択されない可能性もある。

③ 学内等体制：下記をすべて満たすこと。

○大学等の経営層の参画を得て、全学方針にリ・スキリングの推進を位置付けていること。

○リ・スキリングプログラムの効果的な設計・実施・推進に必要となる体制を構築していること（6. (1) に詳細記載。）

- ・本事業の検討に経営層が関与・参画し、必要となる意思決定を行う体制を構築していること

④ 企業/エコシステムとの連携：下記をすべて満たすこと。

○企業（1 社（団体）以上）からの受講生派遣の確約。

・遅くともリ・スキリングプログラム募集開始時までに 1 社以上から確約を得ることを前提に、申請段階ではアプローチ先企業リストを提出することで代用可能。

・個人参加及び学生を受け入れることも可能。

・複数回/複数年度にわたる派遣確約は、必須とはしない。

○企業とり・スキリングプログラムの検討・活用に向けた議論を実施すること。

・定期的に議論を実施するための体制を構築すること。派遣元企業を構成員に含めた会議体を設置することなどが考えられる。

○派遣元企業の参画を得て、プログラム修了直後及び一定期間経過後（半年又は 1 年後等）のプログラムの効果および修了生の活躍に関する調査を行うこと。

・定性的な成果はインタビュー形式で、定量的な成果はアンケート形式にする等、調査の方法を工夫すること。

○社会人の学びを個人の意欲に委ねるのではなく、企業においても学修者の意欲向上や企業成長に繋げていく工夫を検討すること。

・例えば、リ・スキリングプログラムの内容・設計について、受講生に期待する学修効果

や、受講生に対する評価・処遇（給与、ポスト等）等への反映について手法・工夫、企業としての課題等を検討すること。

⑤ プログラム開発・実施：下記をすべて満たすこと。

○プログラム内容が、本事業の目的（産業成長に資するリ・スキリングプログラムの提供を持続的に可能にする組織体制の整備）に資する内容になっていることを明確に説明すること。

○「企業の成長に直結する人材（=学修の成果を企業で実務に活かすことのできる人材）」を育成できるプログラムを開発・実施すること。

・最先端のプログラムを少人数でインタラクティブに行い、業界トップ層に有益な教育を提供する一方、基礎的なものはオンデマンドプログラム等を活用して多人数へ提供し、業界全体の知識レベルの底上げを図るなど、プログラムの目的に応じて定員を調整することが望ましい。

・類似のプログラムとの差別化検討状況について記載すること。

・1社のみと連携してカスタマイズしたプログラムを開発することは可能とするが、受講生募集の際は当該企業以外の企業派遣や個人参加も受け付けること。

○参加人数は、170人を努力目標とすること（プログラムの一部のみを受講する部分受講生や、プログラムの内容や成果についての説明会への参加者等、教育プログラムに関連する知見を部分的に得た者も含む。）。

○座学と実習・実践を組み合わせたプログラムを少なくとも一つ含むこと。

○オンラインでのプログラム受講を可能にする等、社会人が働きながら学びやすいよう工夫すること。

○プログラムの学修目標をあらかじめ設定し、その達成状況を確認すること。

○プログラム修了者に対し、デジタルバッジを発行すること。

○プログラムに関し、採択後事務局（文部科学省が別途指定する伴走支援委託事業者）と意見交換を行い、その結果を反映させること。

・様式4にて伴走支援に期待する内容や、伴走支援を通じて解決したい課題がある場合には、説明すること。

・なお、伴走支援で支援する内容については、文部科学省と伴走支援事業者で確認のうえ決定する。

○動画にて、下記の内容を含め、提供するリ・スキリングプログラムの価値を簡潔に伝えること。

【盛り込む内容】

- ・リ・スキリングプログラム概要
- ・企業ニーズへの対応状況
- ・教育手法の工夫
- ・学んだ社会人が身に付けられるスキル・得られる経験 等

【注】

- ・コーディネーター人材等、このプログラムの価値を実質的に説明できる者が出演するこ

とが望ましい。

- ・動画は5分程度のmp3ファイルで、下記のリンクに提出すること。
- ・採点は当該項目の書面審査評価と合わせて行う。

⑥ **自走化**：下記をすべて満たすこと。

○本事業で実施するプログラムについて、受講料等収入を得ることを原則とする。受講料等を徴収しない場合は、理由とともに、翌年度以降の徴収についての道筋を明記すること。受講料は今後2～4年後程の自走化を見据えて設定すること。

○収益化ガイドライン（別添「参考資料①」）等も参照しつつ、今後2～4年後程度でリ・スキリングが大学経営上自走できることを目標に、運営資金の獲得や必要な体制整備、人員確保などの持続可能な運営に向け、財務を含む計画を策定すること。

○プログラム実施後には、受講生・派遣元企業等の

評価（アンケート・ヒアリング等）を取得し、プログラム改善や財務計画への示唆を得ること。

（2）加点要件（現下の課題への対応）

○プログラム開発・実施に関して

申請時点で、企業ニーズを把握していること。その上で、ニーズがプログラムの提案の中に具体的に織り込まれ、プログラムの有効性が十分に説明されていれば加点。

○企業から受講生派遣に関して（1社の派遣確約が前提）

連携企業を増やすための効果的な工夫（企業の巻き込みに向けた付加価値や訴求ポイント、企業参画を促すための効果的なアプローチ方法など）について、具体的な記載があれば加点。

○以下、少なくとも2つの項目を選択し（必須）、申請内容に盛り込むこと（3項目以上であれば加点。ただし内容に実現可能性があり、優れたものである場合に限る。★は大学等単位での取り組み。）

① 就職氷河期世代等の支援

- ・就職氷河期世代をはじめとした非正規雇用など不安定な雇用状態にある者に向けたプログラム（就労支援まで含んだプログラムなど）を開発・実施するなど

② 地方人材確保のための仕組み構築

- ・域外の人材の域内企業への就職を促進するためのリ・スキリングプログラムや、社会人と一緒に学生が受講・参加できるリ・スキリングプログラムの開発・実施など

③ スキルの可視化や正当な評価による待遇改善（※当項目は他の項目を2つ実施した場合の評価と同等とする。）

- ・連携企業のスキルセットと紐づけたプログラム、各種資格との連携、プログラム内でレベルチェックテスト等を実施し、受講前受講後の変化を可視化、受講者の上司や人事担当まで巻き込んだプログラムを開発・実施するなど

- ・待遇反映の方針を企業と議論して具体化（調査的な位置づけ）や、待遇改善に向けた課題

と解決策を提示するなど

④ 教員のインセンティブ向上 ★

- ・既存の枠組みに捕らわれない独自の報酬設計、兼業規定など教員のインセンティブ向上に向けた取組を検討・実施するなど

⑤ 全学的なり・スキリング推進に向けた体制 ★

- ・エクステンションセンターや全学横断的組織の設置、子会社や社団法人の設立など、リ・スキリングプログラムを充実させ自走するための体制構築に向けた取組を検討・実施するなど

※本項目を選択する場合には、経営層のコミットメントを前提とする

⑥ 修士課程・博士課程への接続

- ・リ・スキリングプログラムの修了やデジタルバッジの取得を修士課程の単位取得につなげるなど、学びの積み重ねによる修士取得を可能とする取組を検討・実施するなど
- ・なお、修士課程や博士課程を設立そのものに本補助金を使用することはできない

⑦ 大学間連携の強化 ★

- ・フランチャイズのように首都圏のプログラムを基礎として、知見・ノウハウ等を地方の大学に提供し共同講義を行うなど大学間連携を強化する取組を検討・実施する、複数大学で付加価値の高いプログラムを創出する方向性も追加で検討するなど

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、審査が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請に関係する委員は、関係大学等の審査を行わないこととします。

＜利害関係者とみなされる場合の例＞

- ・委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・企画提案書において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらないこととします。

②秘密保持

・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び実施機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。

令和7年度補正予算产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業 メニュー②「産業成長」審査基準

令和7年度補正予算产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業メニュー②「産業成長」審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、審査基準を以下のとおり定める。

- ・選定候補の機関は、原則として、書面・動画審査の結果に基づき、委員が合議を行い、決定することとする。
- ・書面・動画審査においては、各評価項目の観点ごとに5段階評価で採点する。（100点満点）

＜配分点の考え方＞

	優れている	適当である	不適当である
1点満点	-	1	0
5点満点	5	3	0
8点満点	8	4	0
10点満点	10	5	0
12点満点	12	6	0
15点満点	15	8	0

- ・各評価項目の観点・配分点は、次ページのとおりとする。
- ・審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣の評価は行わない。

○メニュー②「産業成長」

評価の観点		配分点
評価項目【必須要件】		
1	大学等の経営層の参画を得て、全学方針にリカレント教育の推進を位置付けているか。位置づけられていない場合、補助期間内に実現される見込みか。	1点
2	リ・スキリングプログラムの効果的な設計・実施・推進に必要となる体制を構築していること。	10点
3	企業とリ・スキリングプログラムの検討・活用に向けた議論を実施すること。	5点
4	派遣元企業の参画を得て、プログラム修了直後及び一定期間経過後(半年又は1年後等)のプログラムの効果および修了生の活躍に関する調査を行うこと。	5点
5	社会人の学びを個人の意欲に委ねるのではなく、企業においても学修者の意欲向上や企業成長に繋げていく工夫を検討すること。	10点
6	プログラム内容が、本事業の目的（産業成長に資するリ・スキリングプログラムの提供を持続的に可能にする組織体制の整備）に資する内容になっていることを明確に説明すること。	1点
7	「企業の成長に直結する人材(=学修の成果を企業で実務に活かすことできる人材)」を育成できるプログラムを開発・実施すること。	12点
8	参加人数は、170人を努力目標とすること（プログラムの一部のみを受講する部分受講生や、プログラムの内容や成果についての説明会への参加者等、教育プログラムに関連する知見を部分的に得た者も含む。）。	5点
9	オンラインでのプログラム受講を可能にする等、社会人が働きながら学びやすいよう工夫すること。	5点
10	プログラムの学修目標をあらかじめ設定し、その達成状況を確認すること。	5点
11	本事業で実施するプログラムについて、受講料等収入を得ることを原則とする。受講料等を徴収しない場合は、理由とともに、翌年度以降の徴収についての道筋を明記すること。受講料は今後2～4年後程の自走化を見据えて設定すること。	8点
12	収益化ガイドライン（別添「参考資料①」）等も参照しつつ、今後2～4年後程度でリ・スキリングが大学経営上自走できることを目標に、運営資金の獲得や必要な体制整備、人員確保などの持続可能な運営に向け、財務を含む計画を策定すること。	8点
13	プログラム実施後には、受講生・派遣元企業等の評価(アンケート・ヒアリング等)を取得し、プログラム改善や財務計画への示唆を得ること。	5点

【加点要素】		
14	プログラム開発・実施に関して 申請時点で、企業ニーズを把握していること。その上で、ニーズがプログラムの提案の中に具体的に織り込まれ、プログラムの有効性が十分に説明されていれば加点。	5点
15	企業から受講生派遣に関して（1社の派遣確約が前提） 連携企業を増やすための効果的な工夫（企業の巻き込みに向けた付加価値や訴求ポイント、企業参画を促すための効果的なアプローチ方法など）について、具体的な記載があれば加点。	5点
16	（※公募要領参照）少なくとも2つの項目を選択し（必須）、申請内容に盛り込むこと（3項目以上であれば加点。ただし内容に実現可能性があり、優れたものである場合に限る。★は大学等単位での取り組み。）	10点